

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後零時四分開議

○逢沢委員長

これより会議を開きます。まず、特別委員会設置の件についてであります。国家安全保障に関連する諸法案を審査するため委員四十人よりなる国家安全保障に関する特別委員会の設置についてお諮りいたします。

この際、発言を求められておりますので、順次これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木（憲）委員

国家安全保障に関する特別委員会の設置に反対の意見表明を行います。本来なら、海賊・テロ特別委員会を廃止し、焦点となっているTPPに関する特別委員会を設置すべきであります。にもかかわらず、与党は、野党側の要求に応ずることなく、一昨日、従来どおり、十の特別委員会を強引に設置しました。その上、さらに国家安保特までつくろうとしているこ

とは、断じて容認できません。

国家安全保障会議設置法案は、前国会、内閣委員会に付託されております。その法案を内閣委員会から取り上げて、新設の国家安保特につけかえようとしているのも、乱暴であります。

自民党が昨年七月に公表した国家安全保障基本法案（概要）によれば、集団的自衛権の行使を前提に、米国の安全保障政策上の緊密な連携を図るための国家組織として国家安全保障会議を位置づけ、それと一体で秘密保護法の制定を明記しています。

秘密保護法案は、外交、防衛を初め国家の重要問題、とりわけ日米同盟の実態を国民に隠し、その危険性を指摘し批判するものを封殺するものであります。

特定秘密保護法案に知る権利や取材、報道の自由を書き込めばよいという議論もありますが、それで法案の危険性が払拭できるものではありません。

幾ら知る権利などの文言を書き込んでも、秘密の範囲は政府の判断で決められること、秘密を漏らした者や秘密を入手した国民、メディアも重罪の対象とされること、国会で質問しても秘密を理由に答弁を拒否したり秘密会でしか扱えないなど、国政調査権が著しく制約されること、この基本は、何ら変わるわけではありません。

だからこそ、言論、表現の自由、報道の自由、国民の知る権利を侵害するとして、日本弁護士連合会、日本新聞協会、日本ペンクラブなど、各界から反対の声が巻き起こっているであります。

その行き着く先は、集団的自衛権を容認した上で、国民の目、耳、口を塞ぎ、日本をアメリカと一体で戦争できる国家につくりかえることにはなりません。

このような法案を審議する国家安全保障に関する特別委員会の設置には、日本共産党は断固反対であります。

以上です。

○逢沢委員長

小宮山泰子君。

○小宮山委員 国家安全保障に関する特別委員会の設置には反対の立場から発言をさせていただきます。

まず、先般海賊・テロ委員会ときも申しましたのと同様の理由ではございますが、今回提案をされており、この法案の審議というものであります。安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、これは既に内閣委員会の方に付託をされているものであり、常任委員会で引き続き審議をすればいいと考えているものでもございます。

また、今回与党からの提案の中では、今まだ決定をされていない法案など、どの法案をきちんと審議するのかという部分では、しっかりと書面で提出されることもなく、早急に設置をして特別委員会で審議をするというには余りにも乱暴な手続をとっていると言わざるを得ません。

また、先般から私も主張しておりますが、委員会数、十委員会の中におさめること、今回、特に国会改革が叫ばれている中で委員長ポストをさらにふやすような、こういうような特別委員会の設置というのは、時期尚早であり、この点に関

してもしつかり整理をした上でやるべきであり、その中では、現在国際会議等も進んでおります T P P に関する特別委員会、これは、昨年来各党審議をし、そして設置の方向で定まっている、これを国会が、衆議院での委員会決議も踏まえ、早急に、情報開示を含め、することが必要だと考えているからでもございます。

さらには、少数会派、無所属などの委員外発言の機会など、この点のルールづくりも明確になっておりません。

今回、特定秘密保護法案に関しましては、多くの団体、また個人も含め、心配をされているところでもあります。戦前のような、委員会質疑というものが、多数によって省略される、また粗雑にされるといふことなく、結果ありきのような審議をしないためにも、きちんと、今回の案件は常任委員会での審議に値するものだと考えております。よって、今回の国家安全保障に関する特別委員会の設置には反対をさせていただきますということを発言させていただきます。

以上です。

○逢沢委員長 それでは、国家安全保障に関する特別委員会を設置することとし、本日の本会議において議決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○逢沢委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

なお、本特別委員会委員の各党派割り当て数は、自由民主党二十五人、民主党・無所属クラブ五人、日本維新の会四人、公明党三人、みんなの党一人、

日本共産党一人、生活の党一人となります。

○逢沢委員長 次に、本日の本会議における国務大臣の演説に対する質疑は、まず公明党の井上義久君、次にみんなの党の渡辺喜美君、次に日本共産党の志位和夫君、次いで生活の党の鈴木克昌君の順序で行い、本日をもって国務大臣の演説に対する質疑を終了することになっております。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、国務大臣の演説に対する質疑(前会の続)

質疑者	時間	要求大臣
井上 義久君(公明)	30分以内	総理、国交
渡辺 喜美君(みんな)	20分以内	総理
志位 和夫君(共産)	15分以内	総理
鈴木 克昌君(生活)	15分以内	総理

○逢沢委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○鬼塚事務総長 まず最初に、ただいまお決めいただきました特別委員会の設置についてお諮りをいたします。共産党、生活の党及び社民党が反対でございます。

次に、昨日に引き続きまして、国務大臣の演説に対する質疑を行います。

本日の議事は、以上でございます。

○逢沢委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時五十分予鈴、午後二時から開会いたします。

○逢沢委員長 次に、次回の本会議及び委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時十一分散会